

元治元年の中央政局と薩摩藩：禁門の変に至る道程

著者名(日)	町田 明広
雑誌名	神田外語大学紀要
巻	27
ページ	(1)-(23)
発行年	2015-03-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1092/00001164/

アブストラクト

薩摩藩は島津久光の退京時の遺策であった禁闕守衛に専心することを順守し、外国艦隊による下関攻撃および長州藩の率兵上京の時期や、諸藩の長州藩を巡る動向について、情報収集に注力していたことを指摘した。その過程で池田屋事件が起こったが、薩摩藩が長州藩の陰謀やそれに加担する廷臣の動向を十分に把握していたこと、上方が長州鼻肩一辺倒でなく、薩摩藩に対しても一定の依頼があったことを明示した。また、長州藩の率兵上京に対する出兵要請の幕令を私戦として断固拒否し、勅命についても大義がないとして奉勅していない事実を明らかにし、薩摩藩にとって不都合な勅命を不義の勅命とする嚆矢として、極めて重要であることを論証した。

元治元年の中央政局と薩摩藩 ― 禁門の変に至る道程 ―

町田 明広

はじめに

文久四年（一八六四、元治元年に二月二十日改元）一月から三月にかけて、薩摩藩・島津久光は朝政・幕政への参画を実現し、文久二年（一八六二）の率兵上京以降の念願を実現した。しかし、その参画は実質的なものではなく、むしろ久光を始めとする参与諸侯は当初より、朝幕双方から忌避されていた^一。

特に、一橋慶喜との決裂は決定的なダメージを久光に齎し、慶喜の禁裏守衛総督・摂海防禦指揮への就任によって、久光は中央政局で活躍できる余地を奪われた。このため、中央政局に見切りをつけた久光は、「禁闕守衛」に専心することを遺策とし、四月十五日に退京した。その後の中央政局は、最大の課題である長州藩への対応について動揺を続け、禁門の変の勃発に至る。

禁門の変に至る経緯について、久光の不在にもかかわらず、薩摩藩の動向は中央政局で大きな影響を与え続けたが、これまでの先行研究^二においては、禁門の変前後の薩摩藩の意思決定プロセスや、勅命・幕命への対応に関する考察が不十分であった。ついては、拙稿「禁門の変における薩摩藩の動向」^三によって、征討勅命の獲得の過程で久光の名代である小松帯刀が幕府と交渉し、西郷吉之助と吉井友実が他藩交渉や廷臣への入説を分担したことを指摘した。

また、実際の戦闘においては、従来言われていたように、西郷ではなく小松が薩摩藩の総指揮を執り、一橋慶喜と共に最前線で官軍全体の動静を見極め、親長州藩派廷臣の謀略の防波堤となっていたことを明確にした。なお、クーデター計画について、中川宮を始めとする廷臣および在京薩摩藩士は必ずしも十分にその事実を把握できておらず、その失敗は、孝明天皇の断固たる意志と、親長州藩派廷臣を朝議で封じ込めた慶喜の尽力にあることを論証した。しかし、

征討勅命の獲得以前の中央政局における薩摩藩の動向については、十分な考察ができなかった。

本稿では、長州藩の動向やクーデター計画に至る親長州藩派の廷臣や諸藩士の策動にも十分に留意しつつ、長州藩の率兵上京に対する小松帯刀・西郷吉之助の対応、出兵を要請する勅命・幕命を拒否する薩摩藩の方針確定の経緯、およびその背景を明らかにする。総じて、久光の帰藩時から禁門の変直前に至る、中央政局における薩摩藩の動向を論証することを目的とする。

第一章 池田屋事変前後の薩長両藩

長州藩処分については、元治元年二月二十四日、朝政参与の一橋慶喜・松平春嶽・伊達宗城・島津久光が出席する朝議において、長州藩に支藩主一人、吉川監物および家老一人を大坂に差し出すことを命じる決定をしていたが、その後は迷走を続けていた。四月十四日、毛利慶親は一月二十七日宸簡の中で、「朕カ命ヲ矯テ、軽率ニ攘夷ノ令ヲ布告シ、妄ニ討幕ノ師ヲ興サントシ」^四と、勅命に反して無二念打払を実行し、倒幕の軍を起こそうとしたことを指弾されたが、それらは事実無根であると反論し、藩内にその宸簡は布告できないと朝廷に迫った。しかし、朝幕共にこの懇請を黙殺していた。

当時、長州藩は京都留守居役の乃美織江の他に、桂小五郎、久坂玄瑞、入江九一らが潜行して福岡・鳥取・芸州・対馬・水戸の諸藩士と連携し、長州藩主の宥免活動を継続していた。また、廷臣への入説を繰り返し、例えば四月十七日、乃美と桂は正親町三条実愛を訪ね、藩主父子いずれかの上京や攘夷国是の確立等を懇願し理解を得ていた。しかし、二十日に至り、朝廷は幕府に大政を委任したため支藩主等の上坂を取り消し、幕府からの沙汰を待つように命じた。

当初、藩廟は率兵上京による嘆願に消極的であったが、京都に潜入した木島又兵衛や久坂らは、諸侯の退京や上方の人心が長州臆服であることを事由に、率兵上京を進言した。そのため、世子定広の上京の機は熟したとし、五月二十

七日には国司信濃に上京を、福原越後に水戸藩の内訌に乗じて幕府に哀訴するため、出府を命じるに至った。

一方で、六月段階の在京薩摩藩士の関心は、外国艦隊の長州藩攻撃がいつ頃になり、どの藩が援兵を派遣するのか、また、長州藩が七卿を旗印に率兵上京をどの段階で開始するのかにあった。西郷吉之助は吉井友実と伊地知正治を伴って、久光四男の珍彦の上京を出迎えることを口実として、情報収集のために四日に上京して五日に着坂した。その大坂から発した書簡（大久保一蔵宛、六月六日）^五によると、長州藩は一兩日中には外国船の襲来があると警戒しているが、実際は不分明である。恐らく長州藩への援兵派遣は十二藩程度になりそうではあるが、藩を挙げて応援することは実際にはほとんどないと推断する。

しかし、一方で芸州藩は既に六百人も派遣し、それを察知した鳥取藩は一国を挙げて援助する模様であり、福岡藩からも小倉あたりへ援兵を差し出す様子である。在京長州藩の内、二百ばかりは一旦伏見に退却したものの、再度上京の機会を窺っており、これは「何様国元の方大破に及び候共、動ぜざる筋に決定いたし居り候向きに御座候」と、いかに国許が外国艦隊に大敗したとしても、動じないことを決めているからであると報告した。

なお、「当分にては段々御国の処も暴客辺よりも宜敷説を申し立つる模様にて、一橋侯の悪られ方一ト通りならざる事に御座候」と、薩摩藩に対する尊王志士激徒の評判が、今になって段々挙がっており、一方で慶喜の憎まれ方が一通りでないと伝えている。これは、薩摩藩が幕府と距離を置き始めたことへの評価であり、また、慶喜の長州藩への対応に関する不満が反映しているものと考えられる。

ところで、西郷は珍彦を迎えるために、大坂から更に兵庫に向かう途次に伊丹に到着したが、「薩摩定宿と申す儀を陽明殿へ願ひ出、定宿の札相掛け置き候得ば、浮浪士の暴を免れ候由にて、彼御方より仰せ遣わされ候に付き、定宿の札相記し候場に罷り成り候処、一度は薩摩人一宿いたし呉れ候得ば別して宜

敷段申す事故、兵庫へ参り掛け一宿いたし居り候」^六と、宿屋は近衛家に懇請して薩摩藩定宿の看板を掲げ、薩摩藩士の宿泊を求めていたとする。これによって不逞浪士の狼藉を防いでいる様子が窺え、一般的には上方は長州臍膺一色とされるが、薩摩藩の威厳は相当なものであり、上方の商家に治安を依頼されていることが確認できる。

六月八日に至り、西郷は「五日夜の会藩等浪人捕え方の一件」、すなわち池田屋事件の第一報を大久保に発し、急ぎ帰京したことを伝えた。その動因は不明としながらも、「長州援兵各国より差し出さざる様との御沙汰成し下され候様、朝廷へ相願ひ候儀もこれあり、又は浪人取り締りのため守衛の者厳重に相迫り、手に余り候わば切り捨て苦しからず、人間違にても苦しからざる様御達し相成り候間、一橋より頻りに草稿迄相認め申し出候処、御扱なき御沙汰出され候由に御座候」と、慶喜は外国船の砲撃があっても、長州藩への援兵を禁止する各藩への勅命を懇請し、自らが認めた苛烈な浪士弾圧を強行する沙汰を下していたとする。

また、「長州の本国を異人を以て相破らせ、京地は悉く相除くの含にて御座候や、又は暴令相発し候に付き、長州より忍び兼ね候て暴発致すべきの謀相洩れ候てケ様の始末に及び候や、突き留め候廉もいまだ相知らず候」として、幕府が外国によつて長州藩を攻めさせ、京都から長州藩士をすべて排除するためか、その暴令によつて、長州藩は我慢できず暴発するとの謀略が露見した結果かは、未だ判然としないとし、今後の長州藩の動向も推測し難いと述べる。

そして、当面の薩摩藩の方針は「双方より望みを掛けられ候模様には御座候得共、確乎として動き申さず、禁裏御守衛を一筋に相守居り候事に御座候」と述べる。幕府・長州藩双方から働き掛けがあるが、確固として中立を守り、久光の遺策である禁裏守衛のみに邁進する旨を明言した。一方で、「御当地戦場と罷り成る模様も御座候わば、直様早打を以て御注進申し上ぐべく候」と、幕府と長州藩の京都での戦闘を想定し、援軍の要請を示唆した。

また、小松帯刀書簡（大久保宛、六月八日）^セにおいても、池田屋事件を速報しているが、詳細に事件直後の状況を伝えた後で、「長州も追々早打等相立申候由御座候、逆も夫成ニ相済候事とは存不申候、此節は近々争生し可申は案中ニ御座候」と、長州藩に情報が伝わると、とてもこのままでは済まず、近々には争乱もあるうと推断している。但し、「長も夷船は向られ其上ニ被召捕もふいきハリも六ケしく御座候」と、長州藩は外国船による攻撃を仕向けられ、しかも不意な捕縛にも遭い、反抗はそう簡単ではないとの見通しも示した。

なお、小松は大久保宛書簡（六月十四日）^ハにおいて、正親町三条実愛書簡（近衛忠房宛、六月六日）を紹介しているが、「昨夜より今朝市中騒々敷、二条三条街何者砍斬殺有之、会彦等人数固メ居其外甚騒々敷承候、尹宮へ推参或ハ会へ襲ひ候共又皇族ノ内ヲ盗ミ取義兵ヲ可挙策とも承候、百人計ハ必定上京と承候」という驚嘆すべき内容を伝えている。これによると、長州藩士や親派浪人が百人ほど間違はなく上京し、朝彦親王や会津藩関係者を襲うか、皇族を奪い取って義挙を行う策が進行していたとしており、事件翌日には廷臣間にこのような風聞が喧伝したいたことが窺われる。

西郷は第二報（六月十四日付）^九として、「毎日一兩人ずつの捕え方にて拔身を携え、市中往来、人間違にても苦しからずとの訳にて、気味わるき事に御座候」との物騒な京都情勢を伝える。そして、浪士召捕りは一会桑、彦根・加賀が実行しているが、どのような企てを弾圧するためかを探ったところ、「正親町三条へ申し含め、有栖川様へ打ち合わせ叡聞に達し前関白鷹司様を御復職を相計り候由に相聞かれ申し候」と、正親町三条実愛や有栖川宮と打ち合わせ、親長州藩派と目される鷹司輔熙の復職を図る計画の存在を伝える。

また、慶喜の股肱の家臣である原市之進の話として、「洛中に火を懸け、御遷幸の節鳳輦を奪い奉り候謀計と申す説に御座候」と、洛中で放火し遷幸時に孝明天皇を奪うという閑却できない計略も紹介する。しかし、これらは拙策の極みであり、「一橋其の外目差す処を焼き打ち致すべき含みかも相知れざる事に御

座候」と、真の目的は慶喜などではないかと推察する。その事由は「近比長州にては頻りに討幕の説相起り候由」のため、外国船の襲来時に援兵を各藩より送らないように慶喜らが勅命を求めていることに対し、長州藩は「余程怨み深く成り立ち候訳と相聞かれ申し候」と断じ、朝廷にも災いが起きないか昼夜間わず「安き心もこれなき次第」と嘆じる。

加えて朝彦親王について、慶喜との癒着が目には余るほど深いため、「暴客頻りに怨み居り候姿に御座候、何様の暴発致すべきかも計られずとの説にて大きに苦心仕り候事に御座候」と事情を伝える。しかし、いかに親王の薩摩藩に対する評判が悪くても、見捨てることはできない関係である。よって、親王が国事御用掛を辞することを勧説し、当面の危機を回避することを小松に対して言上し、西郷が親王に進言することに決したことを告げている。

第二章 長州藩の率兵上京と薩摩藩の対応

長州藩では、六月四日に世子定広が上京することを決し、既に率兵上京の準備を開始していた十四日、池田屋事件の急報が届いた。そのため、一藩動揺を来し益田右衛門介にも上京を命じたため、ここに世子および三家老(国司信濃・福原越後・益田)の率兵上京が確定し、早くも翌十五日から進発を開始した。その陣容は出撃の順に浪士隊、福原隊、遊撃隊・国司隊、益田隊・清末藩長毛利元純隊、そして第五陣として定広および吉川経幹が予定された。

それぞれの大き義名分として、「攘夷国是之歎願五卿両卿御冤罪之哀訴」^{一〇}、「関東下向之処途中聞変無余儀相滞」、「浪士鎮撫」、「京都五日之変を聞狼籍者穿鑿之ため罷登」の四点を順に挙げた。特に池田屋事件について、「輦下数多之狼藉者群集暴行相働朝廷之御成徳ニ相拘り御一大事、且武門之面目不相立儀ニ付右等狼藉者見当次第遂一戦、闕下掃清攘夷之御国是相立候様仕度との儀を以要務と致し、天下江も公然と相唱候事」と、進発の最大事由に挙げている。既

に率兵上京の準備を始めていたものの、該事件を契機とした狼藉者の一掃を口実にして率兵上京が確定したと言えよう。

六月二十一日に久坂玄瑞・真木和泉・入江九一らが、翌二十二日には福原・木島又兵衛らが大坂藩邸に到着し、前者は二十四日に山崎周辺を占拠、老中稲葉正邦を通じて七卿・藩主父子の雪免および入京を朝幕に懇請し、後者は伏見藩邸に陣取った。二十五日に久坂らは陳情書を薩摩・鳥取・仙台・肥後等の諸藩京都留守居役に送付し、上京の事由を述べて斡旋を依頼したが、薩摩藩等は明確に拒絶の態度を示した。また、二十六日に木島は京都に潜入していた浪士も糾合して嵯峨天龍寺に駐屯し、二十七日には寺島忠三郎らが石清水八幡宮を占拠したので、淀川を挟んで八幡・山崎は長州藩の手に帰した。

こうした状況を踏まえ、六月二十三日、大坂城代大河内信古は長州藩士等が着坂して、上京を企てていることについて、大坂警衛諸藩および近隣諸藩に警備を命じた。幕府は翌二十四日に薩摩藩の京都留守居役に対し、「長州人出坂追々多人数相成、東下致候趣ニ相聞候得共、此度ノ挙動難計候間、淀辺へ早々人数不目立差出、御警衛卜相心得候様可致候、万一僥暴ノ所行モ有之候ハ、厳重ノ所置可致候」と命じた。長州藩士の大坂への進出が多数になったため、淀へ出兵して京都の入り口を警衛し、粗暴な振る舞いが万一あった場合、厳重に対処すべきとしたが、小松帯刀は以下の回答を齎し幕命の拒否を伝達した。

淀辺へ早々人数差出、御警衛相勤候様可致旨被仰渡趣承知仕、然処当四月御別紙ニノ通、従朝廷被仰出候付、相当ノ人数残置、大隅守ヨリモ奉護ノ儀堅申付置候趣モ御座候得ハ、不容易形勢看々、地方へ人数分配難相調御座候付テハ、不都合ノ赴モ相聞得候へ共、禁闕御警衛一円ニ存込遵奉仕度無他念御座候間、形行ヲ以無拠御断申上候付、被聞召被下候様仕度、此段申上候、以上、松平修理大夫内

これによると、淀警衛を沙汰されたが、久光帰藩時に朝廷から相当数の御所守衛人数を残すように命じられており、また、久光からも禁裏守衛をきつく申

し付けられている。時勢に緊迫度が増しており、地方への守衛に人数を割くことはできない。そのことは不都合であるとされるが、禁裏守衛に専心するため、仕方なく出兵要請を断る旨を回答している。久光の遺策が禁裏守衛専心であるとは言え、薩摩藩が幕命を拒否した事実は看過できない。朝政参与体制の崩壊後、薩摩藩が幕府と距離を明確に置き始めた嚆矢として重要である。

この間の事情を小松書簡（六月二十五日、大久保一蔵宛）^{一三}および西郷書簡（同日、大久保宛）^{一四}によって確認したい。小松は長州藩の率兵上京の実態を正確に伝え、長州藩と会津藩の戦争となることは確実であり、昨日（二十四日）は幕府より淀への出兵を命じてきたが、「中将公御立之砌非常之節禁闕警衛之義被仰出候趣も有之候付、御断切候方可然」と拒絶した。そして、「幕命を背き候杯と不都合之訳とも相考候へとも」、そもそも御所警衛は勅命である。もちろん出兵になったとしても、「無名之戦ヲいたし候而は決而不相済訳、何処迄も大義相立候処眼目之事と申談」と、無名の戦いをすることは決して許されず、最後まで大義を立てることが肝心であると薩摩藩の方針を述べる。

藩邸内では眼前の状況に騒々しくなっていたが、「禁闕警衛之外無他念候」と御所警衛以外の藩是はないことを申し渡したため、現在は静謐になっている。長州藩の内意としては、嵯峨等へ陣を展開した上で、「一応五日之事件会江曳合不相分候ハ、朝廷へ歎願夫由も不分明之事ならハ兎角会と相戦候旨之由御座候、定而左様之時宜ニも可成立哉と被存申候」と、池田屋事件の説明を会津藩に求め、要領を得ない場合は朝廷へ嘆願する。それも不分明の場合は、会津藩に戦争を仕掛けるつもりであり、恐らくそうなるであろうと断じる。

一方、西郷吉之助も薩摩藩の方針を重ねて言明し、今回の戦争は全く「長・会の私闘に御座候間、無名の軍を動かす候場合にこれなく」、久光の遺策の通り、「禁闕御守護一筋」以外に余念がないと伝えた。そして、「旧怨を懐き候事は素よりの儀に御座候得共、差し迫り候処を幸にいたし、兵を動かし候儀、誠に無名の軍と相成り候ては従来迄の汚名と相成る儀に御座候間、断然御断り切りに

相成り候筋に申し上げ、其の通り届け相成り候事に御座候」と、長州藩への旧怨は当然のことではあるものの、この事態に乗じて無名の軍を起こしては汚名となってしまうため、毅然として幕府の出兵要請を断つたと明言する。

なお、「一度長州挫き候わば幕命を奉ぜざる処を以て難論相成り候儀は差し見得候得共、夫等の煩いを顧みて無名の兵を挙げ後來の恥辱と相成り候儀共にては、却って其の罪も重かるべしと相考え居り申し候」と、長州藩が一度敗れると、幕命を奉じなかったことへの難論が起こるかも知れない。しかし、そんなことを気にして無名の軍を起こし、その後の恥辱になってはかえってその罪は重いと訴える。この上は朝廷にどのような災難が到来しても、「御安慮に相成り候処丈けは相尽す賦に御座候間、左様御納得下さるべく候」と、ご安心いただけるだけの尽力はするつもりであるので、ご納得いただきたいとする。朝廷に対して、長州藩がもしも怨恨を抱けば、その際は「戦わずして相済み申す間敷と相決し罷り在り申し候」との意志を伝えた。

両書簡から、池田屋事件を契機に長州藩が率兵上京したため、幕府から派兵を要求されたが、薩摩藩としてはあくまでも長州・会津両藩の私闘と規定し、幕命を拒絶している。その背景には、禁裏守衛に専心するという久光の遺策の遵守があり、西郷も従順にその命に従った。在京藩士の中には異論を唱える者もあつたが、小松の強力なリーダーシップの下、西郷が実際には説得役となつて沈静化を図っており、次なる事態に備えて藩邸全体が泰然自若としている様が窺える。

なお、長州藩の率兵上京に伴って、幕府から出兵命令が各藩にも出されたが、その多くは勅命でないことなどを事由として拒否している。四月に元治国是が確立し大政委任の仰せ出でがなされていたが^{一五}、早くもこの段階で崩壊の兆しが見える。幕府には事実上、諸侯を統御する実力が既に喪失していたことが窺え、今後の中央政局において重要な事象であろう。

ところで、吉井友実は大久保宛書簡（六月二十二日）^{一六}において、「天下之事兎角王政ニ復して以て国是ヲ不定バ成功六ヶ敷愚案仕候、如何様幕府を助け候而も参り不申、私心どふしても抜切丈ケニ無御座候、中々武備充実などおもひもよらん幕府ニ御座候、只徳川家を失はんことをのミ恐れ居候斗也」と胸中を吐露している事実は看過できない。大政委任を否定し、王政復古を志向しており、そうでなければ国是も定めることができないとする。私心からどうしても脱却できない幕府を、どのように助けても仕方ないと断言し、武備充実など幕府にはとてもできるはずもなく、徳川家を守ることのみ恐れて汲々としてると突き放す。

吉井の認識は当然小松以下の藩要路と共有しており、薩摩藩の皇政回復観^{一七}が大政委任から王政復古に移行し始めた嚆矢として、極めて重要な発言と捉える。当面は禁門の変、長州征伐と続く事態の中で、一時的にその志向は封印されたが、情勢次第によって王政復古志向が頭をもたげることがは、自明のことであつた。

第三章 出兵の要請と久光の上京勅命

長州藩の率兵上京、それに続く京都市中への進軍・駐屯によって、事態は大きく転換することになる。六月二十四日、有栖川宮織仁親王・朝彦親王・有栖川宮熾仁親王・晃親王・関白二条斉敬・右大臣徳大寺公純・内大臣近衛忠房、加えて禁裏守衛総督一橋慶喜喜・老中稲葉正邦による朝議があり、嘆願許容と即刻征討の意見対立があつたが、慶喜が主張した当面説諭を継続することとし、改めて大政委任の趣旨を諸藩に沙汰することに決定した。これに対抗し、二十五日に親長州藩派に属する撰閲家の一条実良および同門流の廷臣三十七名は連署して、横浜鎖港を幕府に督促することを建言し、長州藩を側面から支援した。

朝廷は二十九日、慶喜を召して「長州藩士等頃日出願之趣候得共、携兵器出張之由不穩候、元來於長州ハ殊勤王之志情深厚候処、右様之次第甚齟齬候間、

天龍寺其外へ罷出候輩、各早々令帰国、福原越後儀小人数ニ而伏見表ニ滞在、出願之儀ハ穩ニ其筋へ可申出、重而之御沙汰謹慎ニ相待候様可有説得旨御沙汰之事」^{一八}との諭旨を示し、武器を携帯した長州藩の率兵上京は不穩であると非難する。そして、尊王の趣意には理解を示しながらも、伏見までの撤兵を求めた。また、勅諭^{一九}を下して八月十八日政変は天皇の意志であり、その後の勅命は偽勅でないこと、大和親征は王政復古派に迫られたもので全く本意でないこと、長州藩の入京は決して許さないことなどを言明した。

この事態を受け、六月二十七日に小松帯刀は在藩家老に対して、「今日ニ相成殊之外洛中騒立、夫々諸侯御国人数も被差出、只今ニ而も異変到来可致も難計と之形勢」^{二〇}と京都の不穩な現況を伝え、「当春被召残候人数も有之候得共、何分手薄訳ニも有之候付、早々諸郷人数之内五組、御城下よりは一組被差越候」と、援兵の派遣を依頼した。そして、「翔鳳丸乗船ニ而可被差越、尤諸郷之儀は、当春長州一件之儀付御城下江出張調練等いたし、熟郷之内より被差越可然と存候間、此段御内用を以申越候」と翔鳳丸によって、長州征討のために城下に集められ、訓練された熟練の藩兵を指名し、該船で派遣するように求めた。

その事由として、「朝廷ヲカラクリ、有栖川・正親町大納言様等之所取込候テ、去年八月十八日巳前之所、真之勸慮ト申所ニ立替候向ニ御座候間、左様相成候テハ、我国ハ第一番ニ打崩サレ候ハ無相違、勿論神州夫限之事」^{二二}と、長州藩は朝廷を欺き、有栖川熾仁親王や正親町実徳を取り込んで八月十八日政変以前を真の勸慮としようとしている。そうなると薩摩藩は一番先に攻め崩されることは間違いない、日本もこれ限りであると警戒感を吐露する。

しかし、「先日ヨリ度々幕命等ヲ以、人数差出候様ニ被相達候得共相断置申候、シカシ此節ハドチラニイタシテモ事破ニ相成訳ニ御座候間」、征討の勅命が出た場合は戦闘に加わる決心であることを明言する。そして、「一橋・会津辺ヨリモ頻ニ征討之命相下リ候様申出候由ニ御座候」と、一会桑からも勅命が出るように働きかけている様子を伝えた。

薩摩藩はこの一連の事態を会津藩と長州藩の私戦と位置づけ、極力旗幟を鮮明にせず、長州藩の率兵上京が始まっても幕府の出兵要請も拒否し、あくまでも久光の遺策である「禁闕守衛」を遵守していた。しかし、長州藩が八月十八日政変を否定したため、その矛先が当然薩摩藩に向かうことが予想され、長州藩征討の勅命をむしろ欲し、対長州藩戦争を決意したのがこの段階である。

七月二日、幟仁親王・朝彦親王・熾仁親王・晃親王・二条斉敬・近衛忠房・慶喜等による朝議があり、慶喜は早急な征討の回避を主張した。この段階では薩摩藩等が出兵を渋っており、かつ親長州藩の廷臣・諸侯の動静が侮れないとして、慶喜の強硬論は一時影を潜め、干戈を交えずに穏便に退京・帰藩させることを企図した。朝廷もその方針を容認したため、翌三日、大目付永井尚志・目付戸川忠愛を伏見の福原の許に派遣した。

そして、天龍寺等から撤兵・帰藩させ、少数の兵のみを伏見に留め、福原は当地にて沙汰を待つように命じた諭旨（六月二十九日、慶喜受領）を示したが、翌四日になって福原はこの朝命を事実上拒否した。長州藩の頑な態度にも拘らず、慶喜は五日の朝議でも同様に、穏便に退京・帰藩させることを主張したため、翌六日、慶喜に対して諸藩と協力の上、長州藩士等に諭して京都近郊より退去させるように沙汰した。よって慶喜は、対馬藩士樋口謙之允・鳥取藩士山部隼太・広島藩士熊谷右衛門を派遣したが、福原を説得することはできなかつた。

このような切迫した情勢の中で、八日、山崎駐屯の久坂玄瑞・入江九一・寺島忠三郎・真木和泉等は再び老中稲葉正邦に、退去命令には従えない旨を陳述し、嘆願の聴許を朝幕に懇請した。併せて、福岡・芸州・会津・対馬・薩摩・鳥取・土佐・肥後・佐土原等の諸藩の京都留守居に嘆願書を回覧し、寛典の周旋を依頼した。この段階で、容易に嘆願が聴許されないこと、一方で長州藩に同情する廷臣や諸侯が多数存在することから、福原を始めとする久坂・入江・寺島らの要路は一旦大坂まで退き、世子定広の到着を待つことを主張したが、

木島又兵衛・真木の強硬な反対にあつて実行は叶わなかった。

七月四日、小松の派兵要請が大坂からの翔鳳丸によつて齎されると、久光は直ぐに出兵を裁決し、早くも二日後の六日には川上右膳・島津頼母らに率兵上京を命じた。川上らは十分な武装を施した藩兵四五〇人を伴い、翔鳳丸・胡蝶丸・安行丸で出港し十一日に大坂着、禁門の変直前の十二日に入京した^{二三}。なお、その際に派兵軍から漏れた諸隊は不平を唱え、勝手に突出する気配を示すなど沸騰したため、藩廟は頗る困惑して家老が諭告書を出すほどであった。久光体制確立後も、壮士の過激な言動は必ずしも少なくなかった。

このような情勢下で、武家伝奏飛鳥井雅典・野宮定功から久光に対し勅命が齎された。長州藩士および浪人が武装して多数上京し、要衝である周辺地を占拠したため、伏見の福原には出願の趣があれば穏やかに行うこと、その他藩士は帰藩させることを慶喜が周旋しているのです、そのうち鎮静するであろう。しかし、「万々一帝都御危難之程も難計、其節は乍御苦勞、神速上京有之候様被遊度旨御沙汰候」^{二三}と率兵上京を命じた。

これに対し、久光は「帝都御危難之程も難計、其節は神速上京仕候様被遊度勅命之趣被仰下、不肖之微臣恐入難有謹而奉拝承候、朝家之御為尽死力周旋仕候は臣子之当然御座候間、御危急ニ被為臨候節、傍觀仕候所存毛頭無御座候間、此旨厚御汲受可然様御執奏被成下度奉伏願候」と勅命に応える姿勢を示した。加えて、「帝都變動之趣、承知仕候ニ付、早速修理大夫申談、蒸気船より警衛之人数上京為仕候間、最早着京仕候義と奉存候、尚亦御用も御座候ハ、追々登京申付候考ニ御座候」と、藩主茂久と相談の上、海路藩兵を派遣した事実と、更なる派兵も辞さない旨を開陳した。

なお、西郷吉之助はこの段階の中央政局について、「因州は一向相助け候筋と相見得、備前は些と控え居候姿に御座候、其の外の藩は少々ずつ面々見込み相聞かれ申し候、堂上方之処長州一味の方多く、込入りたる事に御座候、尹宮も此節は余程御はまりニ相成り、是丈は大幸の事に御座候」^{二四}と分析する。鳥取

藩の周旋に警戒しつつ、岡山藩は消極的であり、他の藩は親長州藩か否かは少数ずつと推測し、むしろ親長州藩の廷臣の多さを危惧する。しかし、朝彦親王が今回は毅然としており、それが大幸であるとする。

久光の率兵上京については、最終的には久光自身の判断に負うとしながらも、「いまだ御上京相成る儀は、些と早くはこれある間敷や、今少し時機を御見合わせ下され候方宜しかるべき儀と相考え居り申し候」と、現時点では時期尚早である旨、伝えている。そして、「いずれ大破に相成るべく事ながら、今の処を以て御立て直し相成り候処は六ヶ敷、いっそ、どちらでも相極り候上、御出張遊ばされ候方、御宜はこれあり間敷やと愚考仕り候」と、中央政局の大破は必ずであるとし、その大勢が判明してからの上京を促した。

このような状況下で、長州藩勢は続々と上京を開始し、兵力を京都に集中し始めた。七月九日、率兵上京した国司信濃は山崎に到着し、伏見から福原も合流して軍議を開き、朝幕双方に対して寛典の方針がなければ容易に撤兵できない旨を建言した。十四日には益田右衛門介の部隊が石清水に到着し、三家老が洛外に揃って布陣して京都の情勢を窺う姿勢を示した。

世子定広も十三日に山口を発ち、十四日には三条実美ら五卿と共に三田尻を解纜して大坂に向かった。禁門の変後の周旋活動を行うことになる岩国領主吉川経幹は、内心は時期尚早論であったが、本藩と存亡を共にする決意を固めて殿備を務めることになり、十八日に鞆の浦に定広を迎え、共に東航を開始した。禁門の変は、そこまで迫っていた。

第四章 薩摩藩の勅許拒否とクーデター計画

幕府による福原越後との交渉は暗礁に乗り上げ、事態は膠着状態となっていた。そこで老中稲葉正邦は七月八日、各藩留守居役を呼び出し、「長州人数引き払い候様、朝命を以て仰せ出され候に付、各藩よりも説得致すべき旨御達し相成り申し候」^{二五}と勅命による長州藩説得を十一日までに行うことを申し渡した。

小松帯刀・西郷吉之助は、「畢竟一橋草稿相認め、ヶ様に御沙汰相成り候様建言仕り候訳に御座候えば、何篇一橋の手限りと申すものに相成り」と勅命の背後に慶喜の存在を確信し、一橋慶喜の手柄に帰してしまふことを警戒した。そして、「朝権衰れ行き候事に成り立ち申すべきか」と、朝憲このままが衰退するごとに危機感を露わにする。

加えて、「宮方、陽明殿杯の処一橋へ任せ置き候得ば、後難これなきとの事計りにて、朝威之振うか振わぬかは、全く御構いこれなき御事にて、遺恨の事に御座候」として、朝彦親王や近衛忠熙・忠房父子が慶喜に全て任せておけば、後日の災いは回避できるとばかりの有様に失望し、朝威について無頓着なその態度に厳しい目を向けている。小松はこの勅命に対し、「大道の筋を以て説得の処」、つまり勅命に威を借りた幕令に対し、受諾の要請を断る旨を回答し、また、長州藩に加担すべく参集を呼びかけた鳥取藩に対しても出席を拒否した。

今までは幕命であったが、今回は幕府を介した間接的なレベルにとどまる勅命であったとは言え、禁闕守衛を第一義としている薩摩藩が、朝廷からの命令を拒絶していることは看過できない。これに関し、「至当の御所置を以て、朝廷より御達の筋奉ぜず候わでは、違勅の名を蒙り候義に御座候得ば、決して説得致すべき筋もこれなく、別に余論これなく候間、御断りに及ぶべしとの事にて、一向打ち合わせ申さず」と、もっともな大義のある勅命であれば、それを奉勅しないことは違勅である。よって、決して断ることなどあり得ないが、今回は特段の大義もなかったため、相談にも及ばずに断ったとしている。

確かに、慶喜が画策した勅命であり、慶喜に対抗していくためには奉勅し難かったとは言え、薩摩藩のこの態度は意義深い。この論理は勅命であっても幕府に煽動された不義の勅命には従うことはできないというもので、つまり、薩摩藩にとって都合の悪い勅命には従わないという志向性を明確に示した嚆矢として、極めて重要な事象であった。

また、朝廷について「長州荷担の堂上尹宮並びに陽明殿杯を刺し奉る杯との

説相起り候処、例の御持病恐怖直様起り立ち、段々と建言仕り候ても行われ難き勢に成り立ち、残念の至りに御座候、此機会失うべからざる時にて朝威振り立つべきの処、如何とも致し難く、血涙を呑み候事共に御座候」と、ここにきて恫喝に萎縮する朝彦親王や近衛父子に対し、また、このところ建言が採用されないことについて、深甚な不満を述べる。そして、この機会を失つては、朝威は全く振るわないと血涙を絞る有様を吐露した。

七月十四日、乃美は鳥取藩士河田左久間・松田正人、対馬藩士多田壮蔵と共に福原を訪ね、朝命を伝えたが、従うどころか国司信濃と連名で嘆願書を朝幕に奉呈した。鳳輦遷幸が朝議で諮られることに関する事実確認と、その妄言の出所を質すことを要求し、それが叶えば諸隊の鎮撫も可能となるであろうと主張したが、京都所司代松平定敬は乃美を召喚してその嘆願を却下した。

親長州藩の廷臣も、その擁護の姿勢を強めた。七月十二日、大炊御門家信・中山忠能等の廷臣五十六人は上書して長州藩の寛典を求め、攘夷の叡慮を貫徹することを奏請した。また、十四日に五条為栄は、長州藩士等の入京を許して松平容保を九門外に逐斥すること、神祇官を再興して皇国の本道を興起すべきことを二条閑白に建議した。こうした廷臣の動向に加え、長州藩軍の陣容は日増しに増強されており、朝幕は共に至急の対応が求められた。

十五日の幟仁親王・朝彦親王・熾仁親王・晃親王・二条斉敬・徳大寺公純・近衛忠房等に慶喜も加わった朝議で、長州藩処分が議された。大勢は征討に傾いたが、幟仁親王・熾仁親王や二条閑白はなお説諭による解決を主張し、またこの間、晃親王が還俗後に何らの国事周旋もできていないとされ、親王が勸修寺家に赴き、福原を召還して説得を任せたらどうかとの議も起こったが、実現を見なかった。

十六日、乃美織江は勸修寺家に依頼して、英・仏・米・蘭四国艦隊が大挙して下関を来襲し、次いで摂海に向かうとの風説もあるため、毛利慶親・定広父子が上京して天機を伺うことになったことを上申した。長州藩撤兵の周旋の最

中に藩主父子の率兵上京が伝えられたことは、この間のすべての努力が水泡に帰した瞬間であり、反長州藩勢力にとっては、最早衝突は回避できないとの認識を持つに至る契機となった。

七月十一日の朝議において、「可討哉之諭殿（二条斉敬）・尹（朝彦親王）辺有之由」^{二六}と長州藩征討が本格的に議論され始めた。また、翌十二日に四五〇人の薩摩藩兵が入京したこともあり、事態の切迫を受けて在京の薩摩藩要路は長州藩征討の勅命獲得に向けて動き出し、その任を吉井友実が担った。

それに対する親長州藩派廷臣の反応であるが、正親町公董は十五日に実父中山忠能に書簡を発し、吉井の動向の一端を伝えた。参内中の正親町実徳を吉井らが訪ね、「大体之是非弁別も無之、只々長ノ出又様ニ申義と存候、実ニ朝威ノ立不立と申論計之ことナレハ、ケ様々々と条理相立衆人承服之策ニても可申出筈ニ候、無論之奸物可悪者共ニ候也」^{二七}と、薩摩藩を中心とする長州軍征討に向けた周旋活動に対し、苛立ちを隠さなかった。

しかし、薩摩藩が中心となって長州藩征討の周旋を開始したことは、中央政局に大きな影響を及ぼした。この情勢下において、大炊御門家信・中山忠能・橋本実麗等は前述した十二日の上書に対して、関白・議奏から何らの回答もないたため、また、長州藩征討の方針を拒むため、十七日の夕刻、列参して二条関白に抗議に向かったが、面会は叶わなかった。

列参があった十七日の同刻から、熾仁親王・朝彦親王・熾仁親王・晃親王・二条斉敬・徳大寺公純・近衛忠房・慶喜等は徹夜に及んだ朝議において、慶喜は「断然之御処置有之度」^{二八}旨を力説した。その背景には、薩摩藩を中心とする諸藩の長州藩征討の勅命獲得に向けた動向が、大きな後押しになっていたことは自明である。その結果、朝議は両役（議奏・武家伝奏）によって長州藩諸隊の退去を教諭し、これを拒否した場合は追討することに決した。

同日、長州藩幹部らは軍議を開き、木島又兵衛らは自重論に反対し、今回の事態に至ったのはすべて京都守護職松平容保のためであるとし、その征討の軍

を進めることを強弁したため、大勢はそれに決した。この動向を受け、十八日夕刻に有栖川宮幟仁親王・熾仁親王・大炊御門家信・中山忠能・橋本実麗等は急遽参内し、長州藩の嘆願を受け入れて容保を追放すべきことを奏請した。この親長州藩廷臣の動向は、実は長州藩と鳥取藩が中心となって岡山・加賀藩とも通じたクーデター計画に則ったものであった。

この計画がいつどのように、誰の手になったものかは不明であるが、その中心に久坂玄瑞・桂小五郎、そして鳥取藩士河田左久間・松田正人がいたことは間違いなからう。河田・松田は十八日に中山忠能を訪ねているが、「因（鳥取藩）河田策馬来内談無難事也、彼者向平松云々同伴来平詣有川由又来、会（会津藩）六門外出ス義十分可有尽力由也、因松田来内談」^{二九}と中山は日記（七月十八日条）に留めていることは閑却できない。ここには有栖川宮父子に対して鳥取藩士が会津藩（松平容保）を御所から追放するという、クーデター計画を持ちかけている事実が確認できる。有栖川宮父子は長州藩の意向を受けた両者らによって教唆され、計画に加担することになったと推察される。

しかし、八月十八日政変を真似たクーデター計画は、あっけなく失敗に帰することになった。今回は長州藩の意を受けた在京鳥取藩士が中心となって、有栖川宮幟仁親王を始めとする親長州藩廷臣を取り込んで進めたもので、事前に孝明天皇の同意を得られない中、見切り発車的に発動したものであった。恐らく、有栖川宮幟仁親王の許で久坂・桂・河田・松田らはもう少し時間をかけ、長州藩の武威を背景に自派廷臣による反対派廷臣への圧力を強め、延いては孝明天皇が大和親征を認めたように、長州藩寛典の勅命を引き出そうとしていたのだらう。だが、木島や真木和泉の主戦論派に圧倒され、やむを得ず拙速である十九日決行に同意せざるを得なかった。

有栖川宮幟仁親王らの列参に対しても、孝明天皇は冷静に対処し、自派の廷臣を至急招来した。その上で、遂に十九日早朝に慶喜以下在京諸藩主に対して、「長州脱藩士等挙動頗差迫、既開兵端之由相聞、速総督以下在京諸藩兵士等、

尽力征討、弥可輝朝権事」^{三〇}と、長州藩士等追討の勅命を下した。ここに薩摩藩を主力とする官軍と、朝敵長州藩の武力衝突である禁門の変が勃発する。

おわりに

薩摩藩は島津久光の退京時の遺策であった「禁闕守衛」を順守し、長州藩と会津藩の私戦に関わらないとして、常に中立の態度を取り続けた。一方で、久光の名代である小松帯刀を中心とする薩摩藩要路は、長州藩に関する情報の収集を精力的に実施していた。長州藩の率兵上京を受け、朝幕双方から援兵要請があつたが、特に勅命は幕府経由であつたものの、小松は長州・会津両藩の私戦としてそれを拒否した。しかし、長州藩との武力衝突は避けられないと判断した段階で、方向転換を図ってそれまでの態度を改め、援兵を国許に要請し、かつ長州征討の勅命獲得に奔走した。

本稿では、池田屋事変前後の中央政局において、薩摩藩が外国艦隊による下関攻撃および長州藩の率兵上京の時期や、諸藩の長州藩を巡る動向について、情報収集に注力していたことを指摘した。その過程で池田屋事件が起こつたが、薩摩藩が長州藩の陰謀や、それに加担する廷臣の動向を十分に把握していたこと、また上方が長州最前辺倒でなく、薩摩藩に対しても一定の依頼があつたことを明示した。

また、長州藩の率兵上京に対する出兵要請の幕令を私戦として断固拒否し、勅命についても大義がないとして奉勅していない事実を明らかにし、薩摩藩にとって不都合な勅命を不義の勅命とする嚆矢として、極めて重要であることを論証した。一方で、大政委任直後にもかかわらず、幕府には諸藩を統御することが、既にこの段階で叶わなかったことを明確にした。併せて、クーデター計画に至る廷臣の具体的な動向を明らかにするとともに、計画そのものに長州藩のみならず、鳥取藩士が深く関与した事実を提示した。

この間の中央政局の動向の中で、小松が久光の名代として勅命すら事前承認を得ぬままに拒否できるなどの地位を得ており、これは久光・小松体制が確立していた証左である。そして、薩摩藩は禁門の変では一会桑勢力と共闘したものの、第一次長州征伐の過程で抗幕姿勢に舵を切っていくが、確立した久光・小松体制の下、慶応期の中央政局において、薩摩藩は反幕府勢力の主役として、幕府との対決姿勢を強めることになる。

一 拙著『幕末文久期の国家政略と薩摩藩―島津久光と皇政回復』（岩田書院、二〇一〇年）参照

二 「禁門の変の一考察」（原口清著作集編集委員会編『王政復古への道』、岩田書院、二〇〇七年）、佐々木克『幕末政治と薩摩藩』（第五章「禁門の変・征長問題と薩摩藩」、吉川弘文館、二〇〇四年）、久住真也『長州戦争と徳川将軍』（第二章「第一次長州出兵と元治元年の政治情勢」、岩田書院、二〇〇五年）等

三 「禁門の変における薩摩藩の動向」（『神田外語大学紀要』第二十六号、二〇一四年、三四三〜三六三頁）

四 宮内省先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』五、平安神宮、一九六九年、二七頁
五 西郷吉之助書簡（大久保一蔵宛、六月六日、西郷隆盛全集編集委員会『西郷隆盛全集』（以下『西郷』）一、大和書房、一九七九年、三〇四〜三〇六頁）

六 西郷吉之助書簡（大久保一蔵宛、六月八日、『西郷』一、三〇七〜三一〇頁）
七 小松帯刀書簡（大久保一蔵宛、六月八日、立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』（以下『大久保』）三、マツノ書店、二〇〇八年復刻版、一八八〜一九〇頁）

八 小松帯刀書簡（大久保一蔵宛、六月十四日、『大久保』三、一九二〜一九六頁）
九 西郷吉之助書簡（大久保一蔵宛、六月十四日、『西郷』一、三一四〜三一八頁）
一〇 日本史籍協会叢書『吉川経幹周旋記』一、東京大学出版会、一九七〇年復刻、二七八〜二七九頁。なお、以降特に断りがない場合、日本史籍協会叢書とする。

一 「淀辺へ人数差出云々（藩達）」（鹿児島県維新史料編さん所『鹿児島県史料（忠義公史料）』（以下『忠義』）三、鹿児島県、一九七六年、史料番号三三〇、三四二～三四三頁）。

二 「野宮定功私記」（元治元年四月四日条、『大日本維新史料稿本マイクロ版集』、（以下『稿本』）、東京大学出版会、一九九七年）によると、「長々滞京御用相勤苦勞思召候間今度賜御暇候但島津図書残置非常之節禁闕警衛有之候様御沙汰候事」との勅命が下されている。

一三 小松帯刀書簡（大久保一蔵宛、六月二十五日、『大久保』三、二〇〇～二〇一頁）

一四 西郷吉之助書簡（大久保一蔵宛、六月二十五日、『西郷』一、三三一～三三五頁）

一五 拙稿「元治国是の確立と大政委任」（『神田外語大学日本研究所紀要』第六号、三八～五八頁、二〇一四年参照）

一六 吉井友実書簡（大久保一蔵宛、六月二十二日、『大久保』五、三三九～三四〇頁）

一七 註一 参照

一八 「朝廷ヨリ長兵へノ諭旨」（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料（玉里島津家史料）』（以下『玉里』）三、鹿児島県、一九九四年、史料番号一〇七〇、四一九～四二〇頁）。なお、「右一橋公江御下ケニ相成、伏見出張大小監察より達ニ相成申答」とある。

一九 「嵯峨従一位手録」（六月廿七日殿下以下両役召御前拝見勅書、『稿本』）

二〇 小松帯刀書簡（島津久徴・喜入摂津・川上龍衛・川上久運・川上久美宛、六月二十七日、『玉里』三、史料番号一〇六六、四一五頁）

二一 小松帯刀書簡（大久保一蔵宛、六月二十七日、『忠義』三、史料番号三三二一、三四四～三四五頁）

- 二三 「七月大坂辺へ一陣ノ人数至急出陣ニ付テ彈藥賦銃藥局上申」(『忠義』三、史料番号三四八、三六〇～三六三頁) 参照
- 二四 「飛鳥井中納言野宮中納言より島津大隅守殿へ・島津久光公の返簡草稿」(『玉里』三、史料番号一〇八〇、四三四～四三五頁)
- 二五 西郷吉之助書簡(大久保一蔵宛、七月四日、『西郷』一、三四一～三四九頁)
- 二六 西郷吉之助書簡(大久保一蔵宛、七月九日、『西郷』一、三五一～三五六頁)
- 二七 正親町三条実愛書簡(中山忠能宛、七月十三日、『中山忠能履歴資料』(以下『中山』)六、一九七四年復刻、二三五～二三七頁)
- 二八 正親町公董書簡(中山忠能宛、七月十五日、『中山』六、二四二～二四四頁)
- 二九 『朝彦親王日記』一、一九六九年復刻、三頁
- 三〇 『中山忠能日記』二、一九七三年復刻、二〇七頁
- 三一 「長兵征討ノ勅命」(七月十八日、『玉里』三、史料番号一〇九二、四五四頁)